

住民基本台帳制度等における委託に係る規制の現状（法律）

文責：総務省自治行政局市町村課

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

【既存住基】

【住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和61年2月4日自治省告示第15号）】

【住基ネット】

【住民基本台帳の一部の写しの閲覧】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

○国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）、地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

<個人情報保護条例の例> ※委託（特に再委託を含む）業者に罰則をかけている例

○草加市個人情報保護条例（平成12年12月21日 草加市条例第31号）

○和泉市個人情報保護条例（平成11年3月25日条例第3号）

○世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月12日条例第2号）

→資料 4 - 2 参照

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

【既存住基】

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|----|-----------------------|
| <p>（住民に関する記録の保護） 第三十六条 市町村長の委託を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、<u>その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> | | <p>※市町村の条例や契約等で制限</p> |
| <p>（住民票に記載されている事項の安全確保等） 第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、<u>住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u> 2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託を受けた者が<u>受託した業務を行う場合について準用する。</u></p> | | <p>※市町村の条例や契約等で制限</p> |

【住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和61年2月4日自治省告示第15号）】

| 法律、政令 | 告示 |
|---|---|
| <p>○ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）</p> <p>（住民基本台帳の作成）</p> <p>第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。</u></p> | <p>第八 住民記録システムに関する安全対策</p> <p>三 エラー及び不正行為の防止等</p> <p>(8) システムの開発及び変更並びにプログラム作成時等におけるエラー及び不正行為の防止</p> <p>システムの開発又は変更の計画を策定すること、プログラムの作成、変更及び廃止は責任者の承認を得て行うこととする等エラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。</p> <p>(9) データの処理におけるエラー及び不正行為の防止</p> <p>ア データの処理に際しては、データを処理する者の牽制体制について必要な措置を講ずること。</p> <p>イ データの処理に関する計画を作成すること、臨時のデータの処理については責任者の承認を得て行うこと及びデータの処理の記録を作成し、必要に応じ計画と突き合わせることにより、計画的なデータの処理を実施すること。</p> |
| <p>○ 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）（抄）</p> <p>（住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準）</p> <p>第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法第六条第三項の規定により住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、<u>磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</u></p> | <p>(10) <u>データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止</u></p> <p>データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理すること、<u>定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理の方法を明確にすること。</u></p> <p>(11) 保守に際してのエラー及び不正行為の防止</p> <p><u>住民記録システムの構成機器又は関連設備の保守を外部の者に実施させる場合には、エラー及び不正行為の防止について適切な措置を講ずること。</u></p> |

【住基ネット】

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|--|-------------------|
| <p>(役職員等の秘密保持義務等)</p> <p>第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、<u>本人確認情報処理事務等</u>に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> | <p>第四十二条 <u>第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p> | |
| <p>(本人確認情報の安全確保)</p> <p>第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その</p> | | <p>※条例や契約等で制限</p> |

| | | |
|---|--|--------------------|
| <p><u>他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が<u>受託した業務を行う場合について準用する。</u></p> | | |
| <p>(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)</p> <p>第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 市町村長又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> | <p>第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、<u>第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p> | |
| <p>(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)</p> <p>第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に</p> | | <p>※ 条例や契約等で制限</p> |

| | | |
|---|--|-------------------|
| <p>係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> | | |
| <p>(受領者等による本人確認情報の安全確保) 第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、<u>受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が<u>受託した業務を行う場合について準用する。</u></p> | | <p>※条例や契約等で制限</p> |
| <p>(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務) 第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機</p> | | |

| | | |
|---|---|-------------------|
| <p>関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 <u>受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</u></p> | <p>第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らしした者は、<u>二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p> | |
| <p>(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)</p> <p>第三十条の三十六 <u>受領者の委託を受けて行う受領した本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> | | <p>※条例や契約等で制限</p> |

【住民基本台帳の一部の写しの閲覧】

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|----|---|
| <p>(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)</p> <p>第十一条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的(以下この条及び第五十一条において「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに<u>閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。</u></p> <p>4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、<u>当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。</u>この場合において、<u>当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十一条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。</u></p> <p>5 <u>法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十一条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。</u></p> <p>6 申出者は、<u>閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> | | <p>※ 閲覧事項を委託元にも提供することとなっている場合には、委託先だけではなく、委託元も共同して閲覧の申出を行うことになっている。</p> |

7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。

8 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

9 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

10 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要が

第五十一条 偽りその他不正の手段により第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十六条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

第四十六条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

あると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

1 1 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

1 2 (略)

第四十七条 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(安全確保の措置)</p> <p>第六条 行政機関の長は、<u>保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が<u>受託した業務を行う場合について準用する。</u></p> | | <p>※ 2項における「委託を受けた者」とは、国の行政機関から直接、委託を受けた者（受託者）のみを指し、その受託者から業務の委託を受けた者（再受託者）は含まない。 （総務省行政管理局個人情報保護室に確認済み。）</p> |
| <p>(従事者の義務)</p> <p>第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、<u>その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</u></p> | <p>第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、<u>正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第五十四条 前条に規定する者が、<u>その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</u></p> | |

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(安全管理措置) 第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> | <p>(勧告及び命令) 第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、<u>当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u></p> | <p>※ 個人情報取扱事業者…個人情報データベース等を事業の用に供しているものであって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定個人の数の合計が5千を超える者。(委託を受けた者にも該当し得る。)</p> |
| <p>(従業者の監督) 第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、<u>当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p> | <p>2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、<u>当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> | <p>※ 主務大臣の権限は、第51条により、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができるとされている。</p> |
| <p>(委託先の監督) 第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、<u>委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p> | <p>3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、<u>当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> | |
| <p>(第三者提供の制限) 第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、<u>あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者</u></p> | <p>第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、<u>六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</u></p> | <p>※個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において委託する場合は、第三者提供に該当し</p> |

に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

ない。

は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

| | | |
|---|--|--|
| <p>(報告の徴収)</p> <p>第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、<u>個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する報告をさせることができる。</u></p> | <p>五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による<u>報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 <u>法人でない団体</u>について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の<u>刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p> | |
|---|--|--|

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年六月二日法律第五十一号)

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>(秘密保持義務等)</p> <p>第二十五条 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であつた者は、<u>当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</u></p> <p>2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、<u>法令により公務に従事する職員とみなす。</u></p> | <p>第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、<u>第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</u></p> | |
| <p>(報告の徴収等)</p> <p>第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> | <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>三十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>一 <u>第二十六条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>二 <u>正当な理由なく、第二十七条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による指示に違反した者</u></p> <p>第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、<u>その法人又は人に対して同条</u></p> | |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。</p> | <p><u>の刑を科する。</u></p> | |
| <p>(国の行政機関等の長等の指示等)</p> <p>第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、<u>必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。</p> | | |

○国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>（秘密を守る義務） 第百条 職員は、<u>職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない</u>。その職を退いた後といえども同様とする。 （後略）</p> | <p>第百九条 左の各号の一に該当する者は、<u>一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する</u>。 一～十一（略） 十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して<u>秘密を漏らした者</u> 十三（略）</p> | |

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

| 規制 | 罰則 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>（秘密を守る義務） 第三十四条 職員は、<u>職務上知り得た秘密を漏らしてはならない</u>。その職を退いた後も、また、同様とする。 （後略）</p> | <p>（罰則） 第六十条 左の各号の一に該当する者は、<u>一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する</u>。 一（略） 二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して<u>秘密を漏らした者</u> 三（略）</p> | |